平成２５年（フ）第１２号
福岡県飯塚市飯塚９番13号
債務者　井上　鷹美（旧姓安光）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第５１号
福岡県飯塚市小正736番地11
債務者　横田　玉美
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第２４１号
北九州市八幡東区東台良町１番33号
債務者　鶴　　輝雄
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２４２号
北九州市八幡東区東台良町１番33号
債務者　鶴　ミチ子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２６１号
北九州市八幡西区泉ケ浦２丁目16番12号
債務者　木島　功嗣
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第４５号
福岡県田川郡糸田町1704番地、前住所北九州市小倉北区田町７番35号
債務者　井上トシ子
1　決定年月日時　平成25年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第３３号
鹿児島県志布志市松山町泰野725番地、前住所鹿児島県志布志市松山町尾野見3275番地３
債務者　假屋　初美
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
兵庫県明石市大久保町松陰33番地の３　コロニアルヒルズ２―101
債務者　宮下真由美（旧姓金川）
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第８５号
兵庫県明石市明南町１丁目８番23号
債務者　若松　博子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９１号
兵庫県明石市大久保町駅前２丁目９番地の17　ヴァンベール大久保503号
債務者　山内企画こと　山内　克則
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
神戸市西区丸塚２丁目13番７号
債務者　野上　眞由
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月23日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２２７号
北九州市小倉北区泉台２丁目13番12―304号
債務者　林　　元気
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２１５号
北九州市小倉北区大手町13番13―221号
債務者　武藤　賢治
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２１６号
北九州市小倉北区大手町13番13―221号
債務者　武藤　節子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２３０号
北九州市小倉北区霧ヶ丘１丁目９番２―201号　小島ハイツ、住民票上の住所北九州市小倉南区湯川新町４丁目26番34―605号
債務者　國武　義則
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２８４号
北九州市八幡西区永犬丸５丁目５番24号
債務者　曽我部　正
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２５年（フ）第２８５号
北九州市八幡西区永犬丸５丁目５番24号
債務者　曽我部レイ子
1　決定年月日時　平成25年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年７月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部